第三期（2011～2015）さいたえんグリーンツーリズム研究会会則

農場「菜多園」のオーナーが設置所有するグリーンツーリズム施設での研究活動にあたり、その「目的」と「運営」ついて、本会は、必要な事項を定める。

（名　称）

第一条　本会はさいたえんグリーンツーリズム研究会と称する。

（事務局）

第二条　本会は主たる事務所を大分県玖珠郡九重町大字田野 1687-184 に置く。

（目　的）

第三条　欧州の自然田舎農村における休暇体験滞在の「イズム」を学び、我が国においてこれを「文化」にまで発展させる研究をする。

（活　動）

第四条　営利活動は原則として行わない。趣味の研究会である。何かの理由で収益を得た場合には、次期の活動のために使途する。

活動内容は次の様な事柄がある。

○　毎年大学などからの講師招聘・関係団体からの講師招聘など３～４回の研究会を開催する。

○　毎年四季折々に会員有志でグリーンツーリズム資源の調査研究の旅行を実施する。

○　会員個々人がこの「文化」について読書し体験し様々なテーマで集合研修研究研鑽して優れた内容については皆に発表する。

（会　員）

第五条　本会の会員は、本会の健全な趣旨に賛同し諸会合に参加する者をもって組織する。

会員構成は次のとおり

○　研究会員

○　専任講師会員

○　協力会員

○　遠隔地会員

○　オーナー会員

（会　費）
第六条　会費はオーナーと役員の協議で次年度活動内容を予測して年度末に決定され翌年度分が徴収される。
本会の経費は会費・寄付金によってあてられる。
本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる。

会計は郵便局通帳と現金出納帳と領収証帳のみで帳票され事務局長と会計とオーナーで研究会開催毎に管理される。監査はくじ引き当選会員で行う。会計報告は次年度の最初の研究会開催日に行う。

なお下記のとおり第一条～第六条のための役割分担を取り決めた。

（役割分担）
○　事務局長　一名　　オーナーと会の中間に位置する
○　会長　一名　　会員を代表する
○　会計　一名　　会計事務を司る
○　研究所長　一名　　研究活動を統括
○　セミナー　所長　事務局長　塾長　各一名　プレゼンテーション担当
○　研究員　若干名　　研究課題を専任する
○　事務連絡係　三名　　連絡と文書係
○　オーナー代表　一名　　オーナーを代表する
役割分担はオーナー代表の推薦により選任
役割分担に支障の場合オーナー協議で即座に選任する。

（その他）
第七条　この会則に定めるもののほか、即決の必要がある場合は会長が決する。

付則　この会則は平成 25 年 4 月 1 日から施行